

地方競馬全国協会重種馬機械・施設等整備事業実施要領

制定:令和元年9月26日令和元地全協畜第37号

最終変更:令和8年2月2日令和7地全協畜第105号

第1 趣旨

近年の重種馬生産を巡る情勢は、生産者の高齢化とともに飼養戸数の急速な減少による生産頭数の減少が危惧されており、担い手等新規就農者の確保や経営規模の拡大による生産基盤の強化が急務とされている。このような状況において、重種馬の生産頭数拡大のため、飼養環境や経営の改善を図るための取組等に対し支援を講じることにより、重種馬資源の安定的な生産基盤の維持・発展を図り、ばんえい競馬の永続的な施行・運営に資するものとする。

第2 事業の実施

本事業の実施に関しては、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱(以下「要綱」という。)及び畜産振興事業補助実施細則(以下「細則」という。)に定めるもののほか、本要領の定めによる。

第3 事業の内容

地方競馬全国協会(以下「協会」という。)が本要領により行う事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 機械等導入事業

機械等導入事業は、事業実施主体又は協会の補助を受けようとする者(以下「補助事業参加者」という。)が、重種馬の飼養環境や経営の改善を図るため別表1に掲げる機械等を導入(リース事業者から直接又は事業実施主体を通じて再貸付方式により借り受ける場合を含む。)する場合に、協会は当該機械等の導入に要する経費(購入した場合においては、当該機械等の本体価格、リースを利用した場合においては、リース料)の一部を補助する。

(2) 施設等整備事業

施設等整備事業は、事業実施主体又は補助事業参加者が、重種馬の生産頭数の維持・拡大を図るため、別表2に掲げる施設等を整備する場合に、協会は当該施設等の整備に要する経費の一部を補助する。また、別表2に掲げる施設等を自家施工により整備する場合に、その資材等の購入費等の一部を補助する。

第4 事業実施主体

事業実施主体は、要綱第2条第3項各号に掲げる団体とする。

第5 補助事業参加者

- (1) 補助事業参加者(事業実施主体が自ら機械等の導入又は施設等の整備を行う場合は事業実施主体)の要件は、重種馬の生産に従事している者、又は事業継承等により重種馬の生

産に従事しようとする者とする。

第6 補助事業の参加要件

補助事業参加者(事業実施主体が自ら機械等の導入又は施設等の整備を行う場合は事業実施主体)は、以下の各号に掲げる全ての要件を満たすものとし、要件に違反した場合は今後の事業参加を認めないことがある。

- (1) 次のいずれかに該当する馬を飼養していること。
 - ① 公益社団法人日本馬事協会(以下「馬事協会」という。)が定める「種雌馬貸付規程」に基づき貸付を受けたばんえい競馬引退雌馬
 - ② 馬事協会が定める「種雄馬管理規程」に基づき配置された重種種雄馬
 - ③ 過去3年間に、要綱別表に記載の I-(3)-①奨励金交付事業の対象となった重種種雌馬
 - ④ 過去3年間に、要綱別表に記載の I-(3)-②導入貸付事業により貸付を受けた重種種雌馬
 - ⑤ 過去3年間に、要綱別表に記載の I-(4)-①優良種雄馬繁殖奨励事業の対象となった重種種雄馬
- (2) 当該年(事業実施年度の4月1日を含む年をいう。以下同じ。)の前年の12月31日時点で、馬事協会の登録規程に基づく繁殖登録(以下「繁殖登録」という。)を受けた重種種雌馬(以下「登録雌馬」という。)を3頭以上飼養している又は過去3年間に I-(4)-①優良種雄馬繁殖奨励事業の対象となった種雄馬若しくは「種雄馬管理規程」に基づき配置された重種種雄馬を1頭以上飼養していること。
- (3) 事業実施主体が自ら機械等の導入又は施設等の整備を行う場合にあっては、都道府県(事業実施主体の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県。以下同じ。)の指導等を受けられる者であること。

第7 補助事業の参加要件の特例

事業実施主体が重種馬生産者の担い手として特に認めた者(以下「特認参加者」という。)にあっては、令和7年度～9年度に限り、第6(1)及び(2)の規定にかかわらず事業の参加要件を満たすものとするができる。ただし、事業実施主体自らが事業に参加する場合には、特認参加者としての参加は認めない。

特認参加者は以下のうちいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 特認参加者のうち登録雌馬のみを飼養しようとする者は事業実施の翌年から起算して3か年を目処に登録雌馬を3頭以上飼養する計画(以下「登録雌馬飼養計画」という。)を作成し、事業実施の翌年度には少なくとも1頭以上登録雌馬を飼養しなければならない。事業実施主体は登録雌馬飼養計画が達成されるまでの間、特認参加者に対し計画達成に向けた指導等を行わなければならない。なお、事業実施主体による指導の実施期間は、補助事業により整備した機械等又は施設等のうち最長の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に

関する省令(昭和40年大蔵省令第15号に定める耐用年数。以下同じ。)を上限とすることができる。

- (2) 特認参加者のうち、繁殖登録を受けた種雄馬(以下「登録雄馬」という)を飼養しようとする者は、事業実施の翌年度には少なくとも1頭以上登録雄馬を飼養しなければならない。事業実施主体は特認参加者の登録雄馬の飼養について指導・確認を行わなければならない。

第8 補助対象

補助対象となる機械・施設等は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 一般に市販されているものであって、試験研究的なものではないこと。
- (2) 令和7年度以降に発売される型式のトラクターにあっては、安全性検査に合格したものであること。
- (3) 新品又は中古の機械等であること。ただし、中古の場合は、導入時においてその法定耐用年数から経過年数を控除した年数が2年以上であるものに限ることとし、その他の事項については、協会が別に定める。
- (4) 別表2に掲げる施設等においては、重種馬の生産を目的とした施設等であるものとする。

ただし、法定耐用年数の全部を経過した施設等であって、当該施設等を修繕する場合にあっては、法定耐用年数と別に3年以上使用されるものとし、細則8(1)の規定にかかわらず当該施設について整備が完了した日から起算して3年間、要綱及び本要領に規定する指定財産に係る報告等の義務を負うものとする。

また、自家施工による整備の場合は、以下の費目を補助の対象とする。

- ① 事業の実施に必要な資材等の購入費
 - ② その他、協会が必要と認める費目
- (5) 補助事業参加者を取りまとめる事業実施主体にあっては、重種馬生産者を支援し、重種馬の生産振興に資する活動支援を目的として重種馬生産者支援体制強化費を交付する。

第9 補助金交付の手続等

補助金交付の手続等については、別記のとおりとする。

第10 補助率、補助金の上限額、消費税等

協会は、予算の範囲内で補助することとし、補助率は、導入する機械等、整備する施設等又は購入する資材等の本体価額の2分の1以内とし、補助金額は別表1に掲げる機械等にあつては7,500,000円、別表2に掲げる施設等にあつては10,000,000円を上限とし、算出した金額に一円未満の端数が生じた場合は、それを切捨てた額とする。なお、交付する補助金の額は、機械等導入事業及び施設等整備事業それぞれについて、補助事業参加者毎に算出するものとする。

- (1) 事業実施主体は、第3の事業に係る選定申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当

する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りではない。

- (2) (1)のただし書により事業申請をした事業実施主体は、事業完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- (3) (1)のただし書により事業申請をした事業実施主体は、事業完了報告書の提出後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額((2)の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(要綱別紙様式第 12 号)により確定した日から起算して2か月を経過した日までに協会に報告するとともに、協会からの指示によりこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合にあっても、その状況等について、要綱第 14 条の確定の通知のあった日の翌年6月 30 日までに要綱別紙様式第 12 号により協会に報告しなければならない。

第 11 事業の推進・指導体制

協会は、本事業の円滑な実施を図るため、関係機関及び団体と密接な連携のもとに事業推進を図るとともに、これら関係機関等の協力を得て事業の周知徹底と効果的運営に努めるものとする。

第 12 事業の実施期間

事業は、当該年の4月1日以降に開始し、翌年の3月 31 日までに完了するものとする。ただし、やむを得ない事情があつて、協会の承認を受けた場合は、この限りでない。

第 13 その他

第5に定める補助事業参加者は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)、家畜排せつ物の適正化及び利用の促進に関する法律(平成 11 年法律第 112 号)、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第 34 号)等、関係法令を遵守することとする。

協会は、本事業の実施に関して、この要領の定めによるもののほか必要な事項については別に定める。

附 則

1. この要領は、令和元年9月26日から実施し、平成31年4月1日から適用する。
2. この要領の一部変更の実施は、令和2年3月31日から実施し、令和2年4月1日から適用する。
3. この要領の一部変更の実施は、令和3年5月14日から実施し、令和3年4月1日から適用する。
4. この要領の一部変更は、令和4年3月16日から実施し、令和4年4月1日から適用する。
5. この要領の一部変更は、令和6年4月11日から実施し、令和6年4月1日から適用する。
6. この要領の一部変更は、令和7年1月28日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
7. この要領の一部変更は、令和8年2月2日から実施し、令和8年4月1日から適用する。

なお、この要領の一部変更による変更後の規定は、令和8年度以降の補助事業から適用し、令和7年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

別表1 補助対象機械等

区分	主要な機械施設(注:リースの場合、リース期間は基本6年)
飼料生産利 用機械等	トラクター、ベールグラブ等アタッチメント類、サイレージストッカー、ローダー類、ロータリー類、テッダー類、レーキ類、モア一類、ローラー類、ハロー類、ワゴン類、シーダー類、プラウ、コンディショナー、マニヤワゴン等ワゴン類、飼料攪拌機、播種機、散布機、マニヤスプレッダー、スラリーポンプ、バキュームカー、ラッピングマシン、フロントローダー、カッター、ロールベラー、ロールカッター、ハイベラー、ヘーメーカー、農業用GPS、フォークリフト、ハーベスター
重種馬飼養 機械等	馬房マット、ウォーキングマシン、簡易式覆馬場、簡易式きゅう舎、ホイロローダー、ショベル、集ふん機、細霧装置、通風装置、監視カメラシステム、送風機、発電機(ただし発電機のみ導入は認めない)、畜舎カーテン、冷暖房装置、洗浄機、給水用加温装置
その他の重 種馬生産に 資する機械 等	専用馬運車、トラック(ただし馬積載箱と一体的に整備する場合に限る)、人工授精用機器、けん引用そり、馬積載箱
その他	畜産クラスター関連事業対象機械装置一覧(令和7年2月7日現在)のうち、協会が特に必要と認めたもの。

別表2 主要施設等

区分	主な施設
重種馬の生産及び管理に必要な施設	きゅう舎、堆肥舎、飼料庫、分娩舎、種馬場、人工授精場、馬洗い場、牧柵(電牧器も含む)、放牧場、給水施設・飲水場、飼槽、草架台、枡場、馬積み降ろし施設
重種馬のけん引能力強化に必要な施設	調教用施設
その他	重種馬の生産、飼養管理及びけん引能力強化に必要な施設のうち、協会が特に必要と認めた施設

補助事業実施の手続等(一部要綱の規定を再掲)

第1 補助金交付の手続等

1 事業参加申込書の提出

事業への参加を希望する補助事業参加者は、別紙様式第1号の〇〇年度重種馬機械・施設等整備事業参加申込書を事業実施主体に提出するものとする。なお、事業実施主体が自ら参加する場合は、2の事業選定申請書に事業参加申込書(別紙様式第1号)を添付する。

2 事業選定申請書の提出(要綱第5条)

事業実施主体は、協会が指定した期日までに〇〇年度畜産振興事業選定申請書(要綱別紙様式第1号)を作成し、別紙様式第1号の事業参加申込書の写し(事業実施主体が自ら参加する場合は原本)、別紙様式第2号の補助事業参加申込一覧表及び別紙様式第3号の重種馬機械・施設等整備事業個別意見概要書を添えて、協会に提出するものとする。

3 補助事業の選定(地方競馬全国協会業務方法書第34条～38条)

協会は、事業選定申請書の提出があったときは、その内容について審査を行い、適当であると認めたものを選定の上、農林水産大臣の承認を受けたものについて補助金の交付の決定を行い、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

4 事業の着工(要綱第7条第1項及び第3項)

(1) 施設整備事業の着工(機械の発注を含む。)は、当該年度の補助金の交付の決定に基づいて行うものとする。ただし、地域の実情に応じ、事業の効率的な実施を図る上で緊急かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に、事業実施主体候補者から協会に、〇〇年度畜産振興事業事前着工の協議(要綱別紙様式第2号)によりその理由を明記した事前着工に係る協議があり、協会が認めた場合は、交付決定の通知を受けた範囲において補助の対象とすることができる。

(2) 事業実施主体候補者は、補助事業の事前着工をする場合、申請内容の一部又は全部が交付決定されない場合があること、及び補助金の交付の決定までのあらゆる損失等について自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

5 事業実施計画の変更(要綱第8条第2号)

事業実施主体は、補助金の交付の決定の後に要綱第8条第2号の規定の他、次の(1)から(6)の変更を行おうとする場合は、〇〇年度畜産振興事業変更承認申請書(要綱別紙様式第4号)及び別紙様式第4号の事業変更承認申請一覧表により、あらかじめ協会の承認を受けるものとする。

(1) 補助事業参加者の変更

- (2) 機械・施設等の変更
- (3) 導入する機械等について、購入からリース契約に又はリース契約から購入に変更しようとする場合
- (4) 機械・施設等の指定したものの数量(機械の台数、施設の延べ面積等)の2割を超えるもの、事業実施の場所及び指定したものの主要構造の変更
- (5) 補助事業参加者の、機械等導入事業と施設等整備事業それぞれの事業費について、2割を超える変更
- (6) その他、事業実施上重要な変更であって、協会が特に必要と認める場合

6 事業の延期申請(要綱第8条第3号)

事業実施主体は、やむを得ない事情により事業を延期しようとする場合には、〇〇年度畜産振興事業延期承認申請書(要綱別紙様式第5号)を当該年度2月末日までに協会に提出して承認を受けるものとする。

7 事業の中止(要綱第8条第5号)

事業実施主体が、本事業の全部を中止又は廃止した場合には、〇〇年度畜産振興事業中止報告書/廃止報告書(要綱別紙様式第6号)を15日以内(当該年度3月31日までを期限とする。)に協会に提出するものとする。

8 機械等導入及び施設等整備実績報告書

補助事業参加者は、機械等を導入し、又は施設等を整備した場合は、別紙様式第5号の機械等導入及び施設等整備実績報告書を事業実施主体に提出するものとする。

9 補助事業の選定の申請の取下げ(要綱第10条)

事業実施主体は、要領別記第1の3の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその理由を記載した選定の申請の取下げ書(要綱様式第7号)を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

10 補助金の概算払(要綱第15条)

- (1) 事業実施主体は、概算払を受けようとする場合は、〇〇年度畜産振興事業概算払交付申請書(要綱別紙様式第13号)及び別紙様式第6号導入・整備状況一覧表並びに、別紙様式第7号機械等導入及び施設等整備実績一覧表(事業対象者等一覧)を、協会に提出するものとする。
- (2) 協会は、(1)の補助金概算払請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、補助金の概算払を行うことができる。

11 事業完了報告(要綱第 13 条第1項及び第2項)

事業実施主体は、事業が完了した日から起算して2ヵ月以内に、〇〇年度畜産振興事業完了報告書(要綱別紙様式第 10 号)及び個別評価結果等報告書(要綱別紙様式第 11 号)を作成し、協会に提出するものとする。

12 補助金の額の確定及び補助金相当額の交付(要綱第 14 条及び第 15 条)

- (1) 協会は、11 の事業完了報告書の内容を審査し、補助金の額を確定し、事業実施主体に補助金を交付する。
- (2) 機械等導入事業においてリースを利用して導入した場合、事業実施主体は、再貸付方式においては、交付された補助金相当額と補助事業参加者が支払う補助金相当額に対する消費税相当額を合計し、リース事業者を支払うものとし、直接貸付方式においては、交付された補助金相当額を補助事業参加者に交付するものとする。ただし、補助事業参加者が交付される補助金相当額の振込先をリース事業者とした場合は、この限りでない。

13 補助金の返還(要綱第 17 条)

事業実施主体、リース事業者又は補助事業参加者が要綱第 17 条の規定の他、次の(1)から(5)のいずれかに該当することが判明した場合には、協会は補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 要領第7の規定に反し、事業実施の翌年度に登録雌馬または登録雄馬を1頭以上飼養しなかった場合(事業実施主体から協議があり協会がやむを得ないと認めた場合を除く)又は事業実施の翌年度から起算して3年以内に登録雌馬または登録雄馬を1頭以上飼養しなかった場合。
- (2) 第3の3から6の規定に違反した場合
- (3) 第5の規定に違反した場合
- (4) 以下のいずれかに該当する場合
 - ① リース契約を解約したとき
 - ② リース契約に定められた契約内容に明らかに合致しないとき
- (5) 虚偽の申請又は報告があった場合

第2 事業実施主体の名称、代表者又は所在地変更(要綱第 12 条)

- 1 事業実施主体候補者又は事業実施主体がその名称を変更した場合にあっては、すみやかに事業実施主体(候補者)の名称変更報告書(要綱別紙様式第8号)を協会に提出しなければならない。
- 2 補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体がその代表者又は所在地を変更した場合にあっては、すみやかに事業実施主体(候補者)の代表者(所在地)の変更報告書(要綱別紙様式第9号)を協会に提出しなければならない。

第3 補助対象機械・施設等の管理運営・利用状況報告等(要綱第 19 条及び第 20 条)

- 1 補助事業参加者は、補助対象機械施設等及び補助対象施設等については善良なる管理者の注意義務をもって管理に努めなければならない。
- 2 補助事業参加者は、補助対象機械・施設等であつて、損害保険等の設定がある物件について、当該保険等に確実に加入するものとする。
- 3 補助事業参加者は、補助対象機械施設等及び補助対象施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助対象機械施設等及び補助対象施設等の管理運営日誌又は利用状況記録簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。
- 4 補助事業参加者は、補助対象機械・施設等について、リース契約又は財務省令耐用年数期間中は、毎年度、7月末日までに別紙様式第8号の畜産振興事業に係る〇〇年度利用状況報告書を作成し、事業実施主体に報告するものとする。
また、要領第7の規定による特認参加者にあつては、別紙様式第9号の〇〇年度重種馬飼養状況報告書を併せて作成し、事業実施主体に報告するものとする。
- 5 事業実施主体は、補助事業を実施した年度の翌年度以降3年間、前項の規定により提出を受けた補助事業参加者毎の報告書を取りまとめ、翌年の 8 月 31 日までに利用状況報告書(要綱別紙様式第 16 号)を協会に提出しなければならない。
- 6 補助事業参加者は、補助対象機械・施設等について、協会の承認を受けないで、事業の目的に反して使用し、廃用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。ただし、法定耐用年数が経過した場合にあつてはこの限りでない。
- 7 補助事業参加者は、補助対象機械・施設等の全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には滅失報告書(要綱別紙様式第 15 号)、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類を、原因となる事由が発生した日から1か月以内に協会に提出しなければならない。ただし、法定耐用年数が経過した場合にあつてはこの限りでない。
- 8 事業実施主体は、補助事業参加者が管理する補助対象機械・施設等について、第3の6の規定を履行できない事態が発生したときは、その理由が明らかとなる書類をすみやかに協会に提出の上、その処理についての承認を受けなければならない。

第4 調査報告

- 1 協会は、事業実施主体、リース事業者、補助事業参加者に対して必要に応じ監査又は調査を実施することができる。
- 2 協会は、事業実施主体、リース事業者、補助事業参加者に対して補助事業の遂行状況や経理等に関する報告を求めることがある。

第5 帳簿等の保管(要綱第 23 条)

事業実施主体は、事業に関わる書類並びに収入、支出が明らかとなる帳簿及び証拠書類を事業実施の翌年度から起算して5年間(法定耐用年数が定められた財産にあつてはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整備保管しなければならない。

第6 その他留意事項

- 1 補助対象機械・施設等の選定にあたっては、要領第1の趣旨に則り過剰な投資とならないよう、飼養規模に即したものとする。
- 2 複数の申請者間で重種馬の飼養管理が実態として同一の土地において行われている場合、補助事業参加者はいずれか一人に限ることとする。
- 3 リースの貸付期間は、6年と法定耐用年数(中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を引いた残存期間とする。以下同じ。)のいずれか短い期間を基本とする。
- 4 リース事業者は、リース契約の内容にリース機械等の取得価格と補助金額を明記するものとする。
- 5 リースを利用した場合、交付された補助金は、リース料の一部としてリース事業者に支払われるものとする。

【別紙様式第1号】

〇〇年度重種種馬機械・施設等整備事業参加申込書

〇年〇月〇〇日

事業実施主体候補者名

代表者氏名 殿

補助事業参加者 住所

補助事業参加者 氏名

重種種馬機械・施設等整備事業実施要領別記補助事業実施の手続等第1の1の規定により、下記のとおり申込みます。

記

1. 事業内容

(1) 要領第6の(1)に係る重種種馬について

- ①〇〇年度に日本馬事協会から借受けたばんえい競馬引退雌馬
 - ②〇〇年度に日本馬事協会から借受けた重種種雄馬
 - ③〇〇年度にI-(3)①の奨励金交付事業の対象となった重種種雌馬
 - ④〇〇年度にI-(3)②の導入貸付事業の対象となった重種種雌馬
 - ⑤〇〇年度にI-(4)①の優良種雄馬繁殖奨励事業の対象となった重種種雄馬
- (①～⑤の何れかを選択)

該当区分	名号	品種	年齢	毛色	生年月日	血統
						父 母

(2) 導入希望の機械等について(注1)

機械等の種類・名称			
メーカー名			
規格・型番号等			
数量			
新品・中古の区分			
法定耐用年数(注2)			
販売業者の名称・住所・連絡先			
機械等の本体価格(税抜)			
消費税額			

(注1)複数の機械等を導入する場合は、全ての機械等について各項目の内容を記載すること。なお、導入する機械等が3件を超える場合は表を追加すること。

(注2)減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を参考のこと

(3) リース事業者または購入先

- ① 会社名称:
- ② 所在地:
- ③ 担当部署・連絡先:

(4) 導入予定時期

年 月 日

(5) リース期間

年 月 日(年月～年月：〇〇ヵ月)

(6) 直接・間接リースの区分(該当を○で囲む。間接リースの場合は借受団体名を記入)

直接・間接 リース(借受団体名:)

(7) 整備希望の施設等について(注1)

施設等の種類・名称			
施設等の規模(注2)			
法定耐用年数(注3)			
施設等の本体価格(税抜)			
消費税額			

(注1)複数の施設等を整備する場合は、全ての施設等について各項目の内容を記載すること。なお、整備する施設等が3件を超える場合は表を追加すること

(注2)面積、馬房数等を記載すること

(注3)減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を参考のこと

2. 上記機械・施設等を必要とする理由及び使用方法

3. 資金計画

単位:円

事業費 (税込)	補助金	自己資金	借入金			
			借入先	資金名称	借入額	借入条件(金利・償還期間等)

4. 経営概況の現状と将来計画

(1) 重種馬飼養頭数・自給飼料作付面積の現状と将来計画

	重種馬(単位:頭)						
	繁殖雌馬(注1)				繁殖雄馬 (注1)	育成馬	その他
	自己馬	借受馬 (注2)	預託馬 (注3)	計			
現 状 (注4)							
計 画 (注5)							

(注1)繁殖登録を受けた馬の頭数のみを記載すること

(注2)家畜改良センター十勝牧場又は日本馬事協会からの借受馬の頭数を記載すること

(注3)預託を受け現に飼養している馬の頭数を記載すること

(注4)初年度の事業開始前の数値(前年の12月31日時点の値)を記載すること

(注5)事業開始から3年後を目安とした計画を記載すること

(2) 労働力・土地利用の現状と将来計画

	労働力(単位:人)		土地利用(単位:ha)					
	実人員家族	雇 用		放牧地	採草地	農産物生産	計	その他(山林原野)
現 状			全体					
			うち重種馬					
計 画			全体					
			うち重種馬					

5. 添付書類

- (1) 導入を計画している機械等の見積書(写)及び当該機械等と同等の能力・規模を有する機械等で他の販売業者が販売するもの見積書(写)
- (2) 導入を計画している機械等のカタログ(写)
- (3) 令和6年度以前に発売された型式のトラクターにあつては、令和6年度以前に発売されたことを証する書類
- (4) 令和7年度以降に発売された型式のトラクターにあつては、安全性検査に合格したものであることを証する書類
- (5) リースの場合、リース申込書(案)又はリース契約書(案)
- (6) 整備を計画している施設等の平面図及び立面図並びに見積書(写)
- (7) 重種馬の飼養状況を証する書類

ア 種雌馬に関するもの

- ・重種種雌馬飼養台帳
- ・繁殖登録証明書の写し

イ 種雄馬に関するもの

- ・種畜証明書の表・裏の写し(飼養者名の確認ができるように)
- ・種付台帳の写し

(8)補助事業参加者が施設等を自家施工する場合にあつては、整備計画(整備内容がわかるもの)及び資材等の見積書(写)

(9)機械・施設等の配置図

(10)施設等を整備する場合にあつては、土地の確保を証する書類

(11)事業を承継する場合にあつては、補助事業参加者が主たる経営の従事者になる取り決め書等

(12)その他事業実施主体が必要と認めた書類

【別紙様式第2号】

事業実施主体候補者名:

補助事業参加申込一覧表

番号	補助事業 参加者名	住 所	経営面積 (当初)	機械の 種類	施設の 種類	メーカー名	規格・ 型番号	数量	面積等 (施設 の場合 のみ)	新品・ 中古の 区分	法定 耐用 年数	販売業者の 名称	機械等導入価格・ 施設等整備価格 (税抜:円)	補助金額 (円)	事業者名・ 購入先	借受者名・ 購入者名	リース 期間
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

注) 借受者名は、間接リースの場合には団体名を、直接リースの場合は「直貸」と記入すること。

【別紙様式第3号】

重種種馬機械・施設等整備事業
個別意見概要書

○年○月○日

事業実施主体候補者名

重種種馬機械・施設等整備事業実施要領別記補助事業実施の手続等第1の2の規定により事業選定申請書に添付する事業対象者に関する意見概要は、下記のとおりである。

記

1 事業参加対象者名

2 意見概要

(1) 現在の経営全体の概要・主業について	
(2) 現在の重種馬生産基盤について	
(3) 重種馬経営に係る資金計画及び経営計画について	
(4) 導入する機械等の用途及び適正性(能力・規模の妥当性)について	
(5) 整備する施設等の用途及び適正性(能力・規模の妥当性)について	
(6) 過去同種の補助事業取組実績について	
(7) 要領第7に定める特認参加者にあつては、重種馬生産の担い手として特に認めた理由	
(8) その他 必要事項	
(9) 補助の適否	適合 ・ 不適合 (理由)

(注1) (6)については、過去に同種の補助事業において、導入整備した物件等を記載すること。

(注2) (4)及び(5)について、過去に同種の機械・施設等を補助事業において、導入整備している場合は、今回新たに導入する必要がある理由について、詳細に明記すること。

3 導入する機械・施設等が重種馬生産に利用されることの確認

(1)今回導入する機械は、重種馬の飼育環境や経営の改善を図るためにのみ利用すること。

【確認済み□】

(2) 今回整備する施設は、重種馬の飼育頭数の維持・拡大を図るためにのみ利用すること。

【確認済み□】

(3) 家畜のふん尿処理又は汚水浄化処理を伴う施設を設置する事業にあつては、下記に記載の条件を満たしていることを事業実施主体候補者が確認していること。 【確認済み□】

- ・ 整備する施設等は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。
- ・ 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する家畜ふん尿を適正に処理し得る能力を有すること。
- ・ 汚水処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第3条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること。

(4) 家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営対外への排出等に際し、関連する環境法令を遵守していること。 【確認済み□】

(注) 上記事項を確認し、適正な場合は、確認済み欄に「✓」をつけること。

4 要領第6(1)に該当する馬を飼養していることの確認

(1) 当該事業参加対象者が、①の要件を満たすばんえい競馬引退雌馬又は②の要件を満たす重種雄馬の貸付を受けていることを確認した。 【確認済み□】

(2) 当該事業参加対象者が、③若しくは④の要件を満たす重種雌馬又は⑤の要件を満たす重種雄馬を飼養していることを確認した。 【確認済み□】

(注1) 上記事項を確認し、適正な場合は、少なくともいずれか一方の該当する確認済み欄に「✓」をつけること。

(注2) 事業実施主体は、上記事項に該当することを証する書類を保管書類として整備しておくこと。

(注3) 事業実施主体と補助事業参加者が同じ者である場合は、上記事項に該当することを証する書類を、別紙様式第1号添付書類の「(12) その他事業実施主体が必要と認めた書類」として協会に提出すること。

【別紙様式第4号】

事業実施主体名:

事業変更承認申請一覧表

番号	補助事業 参加者名	住 所	経営面積 (当初)	機械 の種類	施設 の種類	メーカー名	規格・ 型番号	数量	面積等 (施設 の場合 のみ)	新品・ 中古の 区分	法定 耐用 年数	販売業者 の名称	機械等導入価格・ 施設等整備価格 (税抜:円)	補助金額 (円)	事業者名・ 購入先	借受者名・ 購入者名 (注)	リース 期間
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

(注) 借受者名は、間接リースの場合には団体名を、直接リースの場合は「直貸」と記入すること。

【別紙様式第5号】

機械等導入及び施設等整備実績報告書

○年○月○日

事業実施主体名

代表者氏名 殿

補助事業参加者 住所

補助事業参加者 氏名

重種馬機械・施設等整備事業実施要領別記補助事業実施の手続等第1の8の規定により、下記のとおり機械等の導入及び施設等の整備実績を報告します。

記

1 機械等の導入報告(注)

メーカー名			
機械等の名称			
形式			
機械等製造番号			
販売事業者名			
貸付番号(リース契約番号)			
導入設置場所			
機械等導入に係る本体価格(税抜)			
上記本体価格に対する消費税額			
補助金の額			
所見	申請内容との相違の有無		
	カタログとの整合性		
	新品・中古品の現認		
	正常な稼働か否か		
	販売業者からの取説の有無		
備考			

(注)複数の機械等を導入する場合は、全ての機械等について各項目の内容を記載すること。なお、導入する機械等が3件を超える場合は表を追加すること。

2 施設等の整備報告(注)

施設等の名称			
施工事業者名			
整備場所			
申請時提出した設計図との相違の有無			

施設等の整備に要した金額(税抜)			
上記金額に導入・整備に対する消費税額			
補助金の額			

(注)複数の施設等を整備する場合は、全ての施設等について各項目の内容を記載すること。なお、整備する施設等が3件を超える場合は表を追加すること。

3 添付書類

- (1) 機械等の導入及び施設等の整備に係る契約書類(売買契約書及び損害保険等契約書写)、領収書(未払分にあつては請求書)(写)
- (2) リース物件に係るリース契約書(写)、領収書(写)
- (3) 借受書(写)
- (4) 機械等及び施設等のカラー写真
- (5) 導入・整備状況一覧表(別紙様式第6号)
- (6) 補助事業参加者が自家施工した場合には、整備実績(整備内容がわかるもの)
- (7) 機械・施設等整備に必要なもの

ア 建物、構築物、機械器具及び設備の完成後の配置図

イ 建物及び構築物の完成後の平面図及び立面図

[ア、イについては、参加申込書に添付したものと同一の場合は、実績報告書の3の当該欄に、「参加申込書に添付した図面と同じ」と明記し、添付を省略しても差支えない。]

【別紙様式第6号】

補助事業参加者名：

導入・整備状況一覧表(補助事業参加者別)

【機械等導入事業】

番号	機械等				購入価格・補助金額				事業者名	備考
	種類	メーカー名	規格・型番号	数量	購入価格 (税抜:円)	消費税 (円)	計 (円)	補助金額 (円)		
1										
2										
3										
計										

【施設等整備事業】

番号	施設等			購入価格・補助金額				事業者名	備考
	名称	数量	面積等	購入価格 (税抜:円)	消費税 (円)	計 (円)	補助金額 (円)		
1									
2									
3									
4									
計									

【別紙様式第7号】

事業実施主体名

機械等導入及び施設等整備実績一覧表(事業対象者等一覧)

番号	補助事業参加者名	機械の種類	施設の種類	事業者名	借受者名	リース期間	導入設置 年月日	数量	面積等(施 設の場合 のみ)	新品・中古 の区分	機械等導入価格 ・施設等整備価格 (税抜:円)	補助金額 (円)	備考
1													
2													
3													
4													
5													
計													

畜産振興事業に係る〇〇年度 利用状況報告書

〇年〇月〇〇日

事業実施主体名

代表者名 殿

補助事業参加者住所

補助事業参加者名

畜産振興事業により取得した財産について、利用状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名 I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 重種馬機械・施設等整備

2 補助事業により取得した財産の利用状況

(1)機械・施設等

①重種馬の飼養を伴うもの

事業年度	機械・施設等		常時飼養能力	申請時の〇〇年度年間飼養計画(A)	年間の飼養実績(実頭数)			年間の生産頭数		備考
	名称	員数			△年度	〇年度(B)	B/A	△年度	〇年度	

②重種馬の飼養を伴わないもの

事業年度	機械・施設等		常時能力	申請時の〇〇年度年間利用計画(A)	年間の利用実績(日数)			備考
	名称	員数			△年度	〇年度(B)	B/A	

(注1) 法定耐用年数期間内で、許可なく売却・譲渡・廃用等の処分を行うことはできない。

(注2) 利用状況報告期間内で機械等の利用状況が報告できない事由が発生した場合は、すみやかに手続きを行い、備考欄にその旨を記載すること。

***記載上の留意事項**

1. 備考欄は、次によりその理由及び利用率を高めるための対策を記載すること。

(1)重種馬の飼養を伴うもの

年間飼養計画と年間飼養実績との比が50%未満である場合、並びに飼養実績からみて生産実績が少ない場合

(2)重種馬の飼養を伴わないもの

年間利用計画と年間利用実績との比が50%未満である場合

2. ○には当該年度の計画又は実績を記載、△には当該年度の前年度の実績値を記載すること

3 添付書類

- ・○年度事業報告書及び決算書
- ・要領第7の規定による特認参加者にあつては、○○年度 重種馬飼養状況報告書(別紙様式第9号)

【別紙様式第9号】

〇〇年度 重種馬飼養状況報告書

〇年〇月〇〇日

事業実施主体名

代表者名 殿

補助事業参加者住所

補助事業参加者名

重種馬の飼養状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名 I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 重種種馬機械・施設等整備
- 2 補助事業の実施年度 〇〇年度
- 3 補助事業により導入した機械等又は整備した施設等の名称及び法定耐用年数

機械・施設等の名称	法定耐用年数

4 重種馬の飼養状況

年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
性別						
種雌馬						
種雄馬						

(注1) 要領第7に記載の計画を満たす、繁殖登録を受けた馬の頭数のみを記載すること

(注2) 「2 補助事業の実施年度」に記載した年度から順次記載していくこと

(注3) 当該年(当該年度の4月1日を含む年をいう)の12月31日時点の実績を記載すること

5 添付書類

ア 種雌馬に関するもの

- ・重種種雌馬飼養台帳
- ・繁殖登録証明書の写し

イ 種雄馬に関するもの

- ・種畜証明書の表・裏の写し(飼養者名の確認ができるように)
- ・種付台帳の写し